平成２９年（フ）第３３６２号
大阪市西区九条１丁目６番18号フォレストゲート九条502、前住所大阪市港区磯路３丁目15番２―905号
債務者　吉田ひろみ
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８１号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番６―304号
債務者　奥村　　聰
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３８２号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番６―304号
債務者　奥村いく子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２８号
大阪市平野区長吉長原東３丁目４番37―1410号
債務者　大西　俊一
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５５７号
大阪市生野区巽北２丁目13番14号　福寿215号、前住所大阪市東成区大今里南６丁目16番20―412号
債務者　坂東　貴代
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６０６号
滋賀県栗東市手原３丁目10番３―701号　フォレスタ手原
債務者　山村みゆき
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６３８号
大阪市平野区喜連西５丁目１番43号
債務者　太田　隆昭
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６４９号
大阪市港区築港３丁目５番５号　フホーハイツ　307号
債務者　今村　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６７２号
大阪府東大阪市横沼町３丁目10番10号
債務者　稲垣　圭司
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７４３号
大阪府豊中市大黒町２丁目16番７号　206号
債務者　小林　幸枝（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７６１号
大阪府池田市畑４丁目13番２―Ａ号　ハーブ池田202号
債務者　山中　一敏
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８０９号
大阪府寝屋川市三井南町30番３―502号
債務者　古山　佐惠
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５６号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―512号
債務者　北濱　亜矢
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７６号
仙台市太白区袋原１丁目18番38号　ＫＡＴ―ＵＮ２―103
債務者　西川　博之
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
仙台市青葉区春日町６番１―606号
債務者　服部　和正
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７８号
茨城県日立市石名坂町１丁目１番42―201号
債務者　石井　　明
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第８８号
茨城県北茨城市磯原町磯原29番地５　イル・ブリランテ315
債務者　芳賀　亮平
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部